

第十一章 安政の地震

安政の大地震と津波の記述にあたって、いま一度土佐の天災のあとをふりかえってみることにする。

「天災は忘れた頃にやってくる。」昭和二十一年の南海地震以来しばしば引用される言である。

高知出身の物理学者で、文学者としても夏目漱石一派に属し名隨筆で知られた寺田寅彦（吉村冬彦）のことはあるといわれる。

土佐の天災は、古くは白鳳の地震が日本書紀卷二十九天武天皇下に記されている。

これは土佐はじまって以来最も大規模な破壊と被害を及ぼしたものであったとされている。

即ち、日本書紀によると天武天皇十三年（六八五）十月十四日のことである。

壬辰（みづのえたつのひ）十四日に、人々の寝静まる亥の刻（午後十時頃）になって大地震がおこった。国中の男女はさげびわめいてなすべを知らなかった。山は崩れ河は奔流した。諸国の郡の官舎、百姓のすまい、寺塔神社の破壊されたものは、かぞえあげること出来なほどであった。この災害で人々や馬・牛・羊・豕・狗・鶏などの家畜はおびただしく死傷した。伊予道後の湯泉はうもれて出なくなった。土左国の田畑五十余万頃（令制の一千町歩。約千二百ヘクタール）は沈んで海となった。古老のいうには「これほどの地震は、古今未曾有のことである。」とのことである。その日の夕方に、鼓のようにとどろく音が東の方から聞えてきた。ある人がいうには、「伊豆大島の西北二面に、三百余丈の土地が隆起して別にひとつの島となった。鼓のような音がする

のは、神がこの島をつくる響きである。」という。（注、筆者口訳）

（原文）

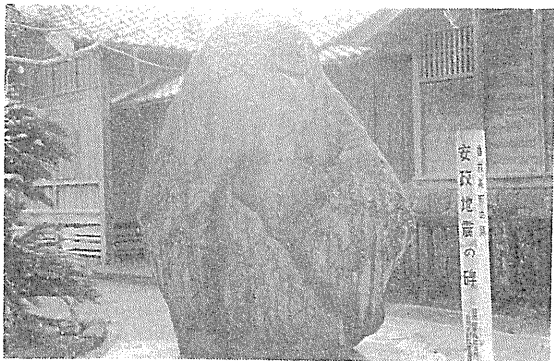
○壬辰、遠千人定、大地震。挙国男女叫唱、不知東西。則山崩河湧。諸国郡官舎、及百姓倉屋、寺塔神社、破壊之類、不可勝数。由是、人民及六畜、多死傷之。時伊豫温泉、没而不出。土左国田麩五十餘萬頃没為海。古老云、若是地動、未曾有也。是夕、有鳴声如鼓、聞于東方。有人曰、伊豆嶋西北二面、自然増益、三百余丈。更為一嶋。則如鼓音者、神造是嶋響也。

つづいて十一月三日には、

庚戌（かのえいぬのひ）三月に、土佐国司が奏上して「大津波が押し寄せて海水が充滿した。それによってみつき物をはこぶ船が沢山押し流されてしまった。」と申上げた。

○庚戌、土佐国司言、大潮高騰、海水飄蕩。由是、運調船多放失焉。

この時海中に陥没した地面が黒田郡で、浦戸につづく地であったとか、



飛鳥神社境内にある安政地震の碑

第1部 通史

香美郡、長岡郡の沖にあたるのか、土佐全域におよぶとかいわれているが、いずれも確証はない。

黒田郡について古老はこのように話していた。

むかしむかし赤岡から前浜の沖にかけて黒田郷という広い土地があった。

黒田郷には黒田長者とよばれる富豪が住んでいた。

黒田長者は真珠のたまを敷きつめ、珊瑚の柱に黄金の屋根を葺いた御殿を建て、沢山の奴婢を牛馬のように使って栄華のかぎりをつくしていた。

邸は朝日に照り夕日に映えてかがやいていたが、そのまばゆさにもまさる美しいひとりの姫がいた。

長者はこの世のものともないその姫の美貌にかしずかせようと、あるとき、金の扇で海に沈む夕陽を招きかえそうとした。

そして神のいかりにふれ、天地をくつがえす大地震がおこって、すべては一晩にして海底に沈み、その後をおそった大津波によってあとかたもなく消えうせってしまった。

陸にのこされた赤岡は、それ以来人間のごうのむくいととして、汐風に吹きさらされた松かげの、まずしい聚落となってしまうた。

その後、晴れた日には沖を漕ぐ船に海底の景色がながめられ、月の夜には、波間を照りかえす黄金の屋根の光りが浮かびただよっていたという。

もとより史実とする何のよすがもない昔がたりに過ぎないのだが、龍宮に似た杳かな世界に黒髪をなびかすごとき、美貌の姫のおもかげを、幼い夢にいくたびかおもいえがいたことであった。

さて、史上に記録されている土佐の地震、津波の記録は次の通りである。

- 天武天皇白鳳十二年十月十四日(六八四)
- 仁和三年七月三十日(八八七)
- 正平十五年十月十四日(一一六〇)
- 正平十六年四月二十四日(一一六一)
- 応永十四年十二月四日(一四〇八)
- 明応七年八月二十五日(一四九八)
- 永正七年八月八日(一五二〇)
- 永正十七年三月七日(一五二〇)
- 慶長九年十二月十六日(一六〇五)
- 貞享三年八月十六日(一六八六)
- 宝永元年月日不詳(一七〇四)
- 宝永四年十月四日(一七〇七)
- 安政元年十一月四日(一八五四)
- 安政元年十一月五日(一八五四)
- 明治三十二年三月七日(一八九九)
- 明治四十二年十一月十日(一九〇九)

○昭和十九年十二月七日（一九四四）
 ○昭和二十一年十二月二十一日（一九四六）

右のうち、慶長の大地震は、山内一豊土佐入国後間もない頃で、正確な記録は残されていない。ただ後年谷泰山らの筆録によると、同年七月八日および潤八月とつづけてはげしい台風・洪水があり、その上十二月十六日の夜にわかに大地震がおこり、夜半に津波がおしよせた。

安芸郡を中心に東部海岸の被害がことにひどかったといわれている。

次いで、宝永四年の大地震は、全国三十余国に地震があり、土佐では十月一日昼すぎに地震がおこってから、一時間ほどして海岸一帯が津波におそわれた。

その時の被害は、

死者	一、八四四人
負傷者	五二六人
流失家屋	一一、一七〇軒
倒壊家屋	四、八六六軒
田畑の損害	四五、一七〇石米
牛	一六八頭
馬	三七四頭

流失破損した船舶	七八〇艘
米穀流失	二四、三四二石
水損	六、七六四石

となっている。

この地震で高知以東で隆起一ヶ所、以西で陥没二十一ヶ所。室津で一五〇cm、室戸岬で二〇〇cmから三〇〇cmの隆起をみた。

高知市東部隣接地域ではおよそ二〇平方メートルに及ぶ地域が最大で二〇〇cmほど沈下した。

ただし物部川尻にちかい吉原は隆起したという。

安政の地震では、宇佐で一二〇cm隆起し、甲ノ浦で九〇cm沈下、高知市東部地域は宝永の時と同じ沈下があったが、やや小さいかった。

安政の大地震は、十一月四日関東地方に強震があり、土佐でもその日の朝方かなりの震度を感じた。翌五日午後四時過ぎになって突如大地震がおこり、ついで大津波が襲来した。

前月の震源地は東海道沖であり、後者は南海道沖に震源地があったとして、このふたつは別々の地震として扱われることになっている。

この地震は約百二十年程前の出来事なので、さすがの赤岡にも何種類かの記録が残っているが、そのいずれもが、「ただただおどろきうろたえて平井、するださして逃げまどうもの数万人」といったたぐいのものである。

赤岡とは町並つづきの岸本明神こと香我美町岸本の飛鳥神社の境内に、「懲愆」と題して、安政地震記念碑が建っている。

その文章を掲げることにする。

「懲慙」は「ちょうひ」と読む。こりて慎しむことという意味である。

誠に油断大敵とは、深意あることにて仮初（かりそめ）におもうべからず。安政元寅年十一月の事なりき。朝五時頃常に覚えぬ程の地震して、岸本の浦塩さし引十間余りの違あり。また、手結の港内も干揚りて鰻をつることなど夥（おびただ）し。同日再度小震すこしばかりあれど、さばかり驚く人もあらざりしを、翌五日八時過ぎ大雷鳴の如き、どうどうと響して、ひとしく大地震す。

こはいかと衆人驚く程こそあれ、家蔵高擗器物の崩れ破るる音さらにいう計（ばかり）なし。逃んとすれど目くるめきて自由ならず。はうはう家を出けるに、津波打来りて当地は徳善町より、北の田中赤岡の西浜並松の本、吉原は庄屋の門までに及び、また川尻の波は、赤岡神輿休（こしやすめ）のほとりまでいたり、古川堤・夜須堤も押し切られて夜須の町屋など過半流失す。

かくて人人は、老を扶け、幼を携え、泣きさげびつつ王子須留田また平井大龍（立）寺の山へと逃れ登りて命助かりぬ。

この時、国中の官舎民屋多く転倒し、就中高知下町・幡多中村等に失火ありて、一円焼亡し、凡そ怪我横死何百人ということなし。

幸甚なるかな、この地は神祇の加護によりて一人の怪我もなく、彼の山山に、こ屋をかまえ日を経るに随いて震いもいささか穏になりしかば、恵あまねき大御代の忝を悦びつつ、みなおのおの、家に帰りきぬ。

そもそも宝永四年の大変は、今を去ること百四十八年になりぬれば、また、かかる年数にも必ず変事の出こんなどという人もありなめと、世変はいつあらん事予め知りがたし。されど常に菟あらん時は、とにかく心せば、今その変にあいて狼狽せざるべし。

今の人、ここ宝永の変を昔ばなしの如くおもいて既に油断の大敵にあいぬ。

さるによりて後世の人人、今の変事を、また昔咄の如く思いて、油断の患なからしめんためことの上しを石に彫りて、この御社とともに動きなく、万歳の後に伝えんとふるいおこしたるは、里人が誠心のめでたき限りこそありける。千規（ちのり）たまたま高見の官舎に祇役して、ともに彼の変事に逢いたれば、そのよし書て上の人人の乞うにまかせてかくは記し侍りぬ。あなかしこ

安政五年戊午季秋穀旦

徳永千規 誌

前田有稔 書

沢村寅次 刻

山内藩から幕府に提出した被害記録は次の通りである。

- 一、死者 三七二（男九六 女二七八）
- 一、負傷者 一八〇（男三七 女一四三）

第1部 通 史

- 一、焼失家屋 二、三〇一
- 一、流失家屋 三、八一八
- 一、倒潰家屋 四、八二六
- 一、半潰家屋 一〇、二九〇
- 一、田地破損 二一、五三〇石九斗奈
- 一、船舶の流失又は破損 七七六
- 一、漁 網 三七七
- 一、米穀の焼失流失 二三、三二二石余
- 一、死 牛 五
- 一、死 馬 三三

以上

この災害によって土佐藩は、文政三年（一八二〇）以来地域別商業圏に応じて定めていた物価・行商・相互交易の規則をゆるめた。

そして翌安政二年を限って、城下周辺、物部川限、奈半利川限と区切って売買品目物価を決めていた交易制度を撤廃または緩解した。

たとえば穀物・雑穀類の赤岡から物部川以西への交易は自由になり、雛人形などは城下から買いこみ郷浦の商

人がその方限地域内で持売りは勝手、糶は座株をもっている者は方限外で仕入れてきて地域の持売りが許可されるなどであった。

また商人が田畑を所有することは固く禁止されており、土地売買の件については商人・農民とも禁止するむねの布告がくりかえし出されていた。

しかし富有な商人は郷士の株を買い、田畑を所有する地主となって、ますます個人的財力を増大させ、町人層にもはげしい貧富の差による特権層がうまれていた。

商人亡国論とでもいうべき農民救済、町人抑圧についての建白書がいくたびか提出されていた。

「農をあげ商をおさゆること聖人の法也。然に只今御国内の商人を以て百年以後五十年前に比すれば十倍もふえ申候。如此夥しき商人に御国人の者身上を吸取らるゝことは非もなき次第に御座候。是れ偏に商人に制度なく夥しく出店を弘め我儘に売買仕る故今は如此。高知は不申及、山の奥、村のはし迄満ち満ちて御上を奉初、御家中の御侍より以下迄の身上を吸ひ申故、下も上も自然に窮迫にはなりたり。

御先代様の御掟を奉見に、商人郷中に往き商売仕る事屹度不相成、農民も御城下へ出酒など漫に買い調候事堅く停止被遊候。此れ永久の御謀にて誠に御賢慮の程今更感じ奉る御事也。今は此法乱て商人種々様々の物を郷中へ持ち行き、戻りにもまた様々の物を買ひ、扱諸物を郷中へ売付置て表秋或は秋米出来候節一度に取り込み、又百姓と申す者は商人と違ひ利勘に疎き者故、当時自由さえよければ身上を吸取らるゝ事も不知、果は分散仕る者も夥しく御座候。扱々百姓程是非なき者は無御座候。年中力を出し骨を折り、作り出す物を商人に吸ひ取られ、小役人に取られ、庄屋に竊まれ、夫れのみならず身の夫役に出ること又夥し。先村々の川堤、関、井流等の普請にも役人の私故無限なる夫役に使われ、さて諸役人郷中往来之送り、これも役人の私多し。さて送り状、又留守

第1部 通 史

妻子への状一通にも夫役一人かかり、孫子へ送る釣竿一本も皆人役ついへ其余様々之事共御座候。如此繁多なる煩しきものにて、其上大切な御貢物上納能くも仕る也。か様に種々の煩はしき事多き故農業手薄く相成り、御国内自然に窮迫に相成り候。只当時は商人の権を擡ぎ、百姓と庄屋との間、庄屋と小役人との間ひとを正すこと緊要に御座候。

然れとも臣申す。商人の権を擡ぐとの言を当時町家の徳沢の中にそだてたる人承り候ては返てあやしく思ひ、且つ町家の権を擡ぎ候ては御用忽弁し難しと申す人もあるべけれども、是は町家の尊き事を知て治の道にうとき人の申す事也。又町家の権を擡ぐと申すも必ず彼が家職を打つぶして取るにてもなく、只彼が妙術を行う所の手足の動かざる様にする。其仕道は商人の手へ米を渡さぬ様に仕りたらば、自ら彼権は衰ふ也。其権を渡さぬ仕道はほゞ下に郡奉行の事を記し候中に御座候。只今は御侍も百姓も先つ一度は米を商人の手に渡し、それより此方へ取る故商人主なり。御侍と百姓は客なり。又米を商人の手に渡さぬ様に仕りたらば侍と百姓とは主にて商人は客也。然れば彼が権は自ら衰へ申す筈也。書に曰く農は国の本也。本固ければ国安しと御座候。然るに今は御国の大切なる本を手薄くし枝葉をそだて候事、恐れながら御仁政と難申候。」

しかしこのような上奏文や、離商帰農のさだめなどがくりかえされていることは、如何にしても商人の力をおさえることができなかった証拠ということになる。

安政四年（一八五七）の定目の中にも次のように示されている。

「一、商人は上下遠近事物之有無を通し候ために指置るゝ者に候得は、世上日用之品々米錢等仲立を以有無互に交易の取次いたす業に付、世話料として定置るゝ利潤を取り、夫を以て家内を育候儀商家の本意にて、一生涯力を勞せずして利を得候者に付、別して正直に心を放さず、奸術を慎しみ過分の利を不負、実意を以取引可致

候。商家の業は心術の邪世に依て世上の利害に係るものに候へば、謹戒を可加訳に候。仮令邪にして高利を貪り候共、其筋者しからずして世人其奸悪を不悟、一旦富榮を極といへども天鑑遁るべからず。天道は善に福し、惡に禍するの理明かなるものに候へば終に天罰に羅り、身を失ひ家亡びて子孫に至り跡方も無之様相成候者古今例し多く候。然に近年商人共身分之職事を不愼、貪欲にして高利を取、有無通用之本意を取失ひ候族も有之趣、是全く教諭の道明らかならざるより商家に生れては利倍をさへ心掛候へば家業は動まるものと相心得罷左候は、商人を指置るゝの根之を不知よりの流弊と申ものに候得ば、向後屹度去を改め子孫の者へも無油断教戒可致候。先祖の陰徳により、其身の幸によって巨万の富を重候とも、有無通用の職業を顧み、全く自己の徳分と不思、驕奢放逸之暮方無之様身を慎み財宝を守り有用之時節を可相待候。是則本を報ずるの道にて天意に相叶ひ、弥子孫永久の家業繁榮の基に候旨可相心得候。」

このように商人は人道をかえりみず、額に汗せず、純朴な百姓をだまし、侍との間にあって貪欲の暴利をむさぼって財産を築くこと、天罰かならず到ること当然なりとのしられながら、世の中はその財力に頼るよりほかどうしようもない状態にたちいたっていた。

安政の地震は、結局赤岡商人を個人的に高知城下の御用商人以上の財をなさしめることになった。

逆にいえば、その近世的個人営利法に固着して、大資本による商工業近代化の波に乗りそこねることになるのであった。

しかしして時勢は、明治維新をむかえるための幕末変動期へと、大きく揺れうごきはじめていた。

即ち安政元年には、アメリカ艦隊を率いたペリーが再度浦和にやってきて、対米和親条約を締結。つづいて対露和親条約締結。

第1部 通 史

同三年米国総領事ヘリス来国。

同五年井伊直弼の大老執任。日米・日仏条約調印より、所謂安政の大獄がおこった。

かくて尊王討幕、攘夷開港をめぐる物情騒然の世相に刺戟されて、近在農村の郷土・庄屋・地下浪人等の血気にはやる若者がおのがじし時流に感じて事をおこした。

赤岡商人は、それらの風聞の中にあつて、肯定もせず否定もせず、ひたすらにおのが商法の胸算用にあけくれていた。